



# 十和田市地域防災計画

## — 地震災害対策編 —

十和田市防災会議



# 目 次

## 第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	1
第4節	各機関の実施責任	1
第5節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第6節	市の自然的・社会的条件	1
第7節	青森県の主な活断層	2
第8節	災害の記録	3
第9節	地震による被害想定	4
第10節	災害の想定	4

## 第2章 防災組織

第1節	十和田市防災会議	5
第2節	配備態勢	5
第3節	十和田市災害対策本部	5
第4節	災害対策本部に準じた組織	5
第5節	防災関係機関の災害対策組織	5

## 第3章 災害予防計画

第1節	調査研究	6
第2節	業務継続性の確保	6
第3節	防災業務施設、設備等の整備	6
第4節	青森県防災情報ネットワーク	6
第5節	自主防災組織等の確立	6
第6節	防災教育及び防災思想の普及	6
第7節	企業防災の促進	7
第8節	防災訓練	7
第9節	避難対策	7
第10節	災害備蓄対策	7
第11節	火災予防対策	7
第12節	水害予防対策	7
第13節	土砂災害予防対策	7
第14節	建築物等対策	7
第15節	都市災害対策	8
第16節	要配慮者安全確保対策	9
第17節	防災ボランティア活動対策	9
第18節	災害廃棄物対策	9
第19節	積雪期の地震災害対策	9
第20節	文教対策	10
第21節	警備対策	10
第22節	交通施設対策	10
第23節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	11
第24節	危険物施設等対策	13
第25節	複合災害対策	13
第26節	孤立対策	13

## 第4章 災害応急対策計画

第1節	地震情報等の収集及び伝達	13
第2節	情報収集及び被害等報告	18
第3節	通信連絡	18
第4節	災害広報・情報提供	18
第5節	自衛隊災害派遣要請	18
第6節	広域応援	18
第7節	航空機運用	18
第8節	避難	18
第9節	消防	18
第10節	水防	19
第11節	救出	19
第12節	食料供給	19
第13節	給水	19
第14節	応急住宅供給	19
第15節	遺体の捜索、処理、埋火葬	19
第16節	障害物除去	19
第17節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	19
第18節	医療、助産及び保健	19
第19節	被災動物対策	19
第20節	輸送対策	19
第21節	労務供給	19
第22節	防災ボランティア受入・支援対策	20
第23節	防疫	20
第24節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	20
第25節	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	20
第26節	金融機関対策	20
第27節	文教対策	20
第28節	警備対策	21
第29節	交通対策	21
第30節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	21
第31節	石油燃料供給対策	21
第32節	危険物施設等災害応急対策	21

## 第5章 災害復旧対策計画

第1節	公共施設災害復旧	21
第2節	民生安定のための金融対策	21
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	21

## 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	22
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	22
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	23
第4節	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合に とるべき防災対応に関する事項	23
第5節	防災訓練に関する事項	24
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	24

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

風水害等災害対策編第1章第1節参照

## 第2節 計画の性格

風水害等災害対策編第1章第2節参照

## 第3節 計画の構成

風水害等災害対策編第1章第3節参照

## 第4節 各機関の実施責任

風水害等災害対策編第1章第4節参照

## 第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等災害対策編第1章第5節参照

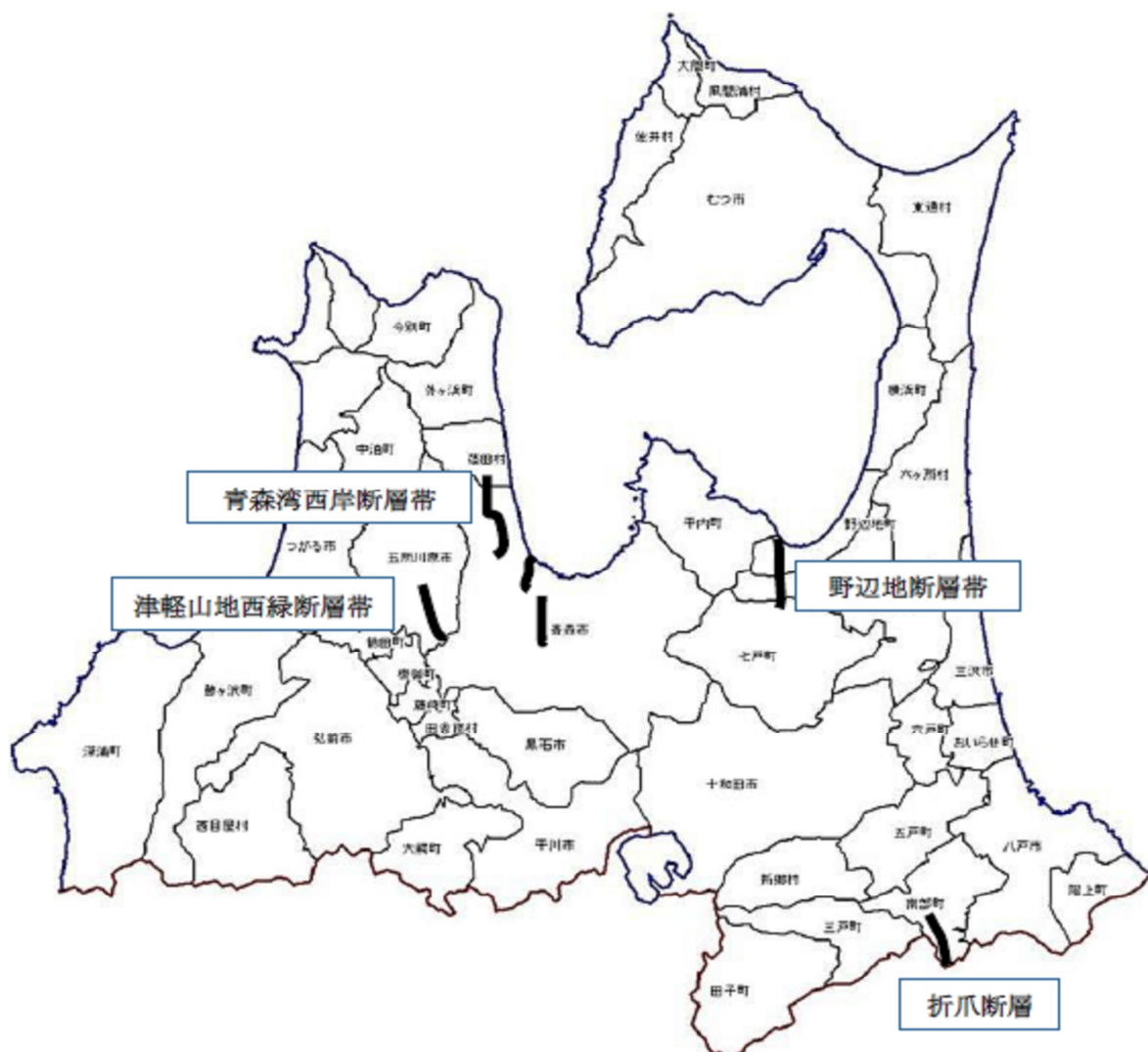
## 第6節 市の自然的・社会的条件

風水害等災害対策編第1章第6節参照

## 第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名称	分布状況	単位変位量	平均変位速度	最新活動時期等
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16 kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23 kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。	約1～3 m	千年あたり 約0.2～0.3m (断層帯北部)	断層帯北部は、2万年前頃以後に活動していると考えられる。 最新活動時期は、1766年の地震であった可能性がある。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12 kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。	—	8万年前以前は、千年あたり 約0.18m～0.19m	約8万年前以降活動していないことが認められたことから、約8万年前以前に急速に活動性が衰えていたものと考えられる。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21 kmにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。	約4 m	—	—
青森湾西岸断層帯 (青森湾西断層、野木和断層及び入内断層)	蓬田村から青森市にかけて約31 kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。	約2～3 m	千年あたり 約0.4m～0.8m	平均活動間隔は3千～6千年程度の可能性がある。



## 第8節 災害の記録

当市の過去における大規模な地震災害の主な状況は、次のとおりである。

年月日	種類	旧十和田市地区	旧十和田湖町地区
昭和43年 5月16日	地震 (十勝沖地震)	<p>・午前9時40分、十勝沖を震源とする強い地震が発生し震度5強を記録、地震の規模はマグニチュード7.8であった。建物の倒壊、火災の発生、交通の途絶、電信電話の不通、水道の断水、ガスの断給などがあいつぎ発生し、また、農林公共土木施設、民間の建物も多大な被害を受け、さらに死者もでる惨事であった。</p> <p>死者 4人 重傷者 25人 軽傷者 88人 住居全壊 301棟 住居半壊 1,619棟 非住家全壊 139棟 非住家半壊 249棟 一般家庭の小被害 7,000棟 道路の決壊 (大災害10万円以上) 57箇所 (小災害10万円以下) 123箇所 小中学校建物、備品被害 29校 上水道被害 56箇所 簡易水道被害 13箇所 商店被害 1,260店 ・被害総額 59億円 (その中でも農林関係は10億円余りであった。)</p>	<p>死者 1人 負傷者 2人 住居全壊 4棟 住居半壊 16棟 住居中壊 38棟 道路損壊 8箇所 農地決壊埋没 156箇所 水道本管破裂 10箇所 山崩壊 53箇所 ・被害総額 38,430千円</p>
平成6年 12月28日	地震 (三陸はるか沖地震)	<p>・午後9時19分、八戸沖を震源とする強い地震が発生し、八戸市で震度6を記録、地震の規模はマグニチュード7.5であった。建物の損壊、電話の不通、水道の断水等の被害が発生した。 その10日後の1月7日には、震度5、マグニチュード6.9の余震に見舞われた。</p> <p>重傷者 1人 軽傷者 8人 住家半壊 11棟 住家一部破損 103棟 文教施設被害 28箇所 道路損壊 17箇所 商工業施設被害 202箇所 電話不通 85件 水道の断水 80件 ・被害総額 2,159,350千円 公立文教施設 43,400千円 公共土木施設 380,920千円 その他 301,627千円</p>	<p>住家半壊 1棟 住家一部破損 1棟 農地決壊 1箇所 農業用水路一部決壊 4箇所 道路損壊 2箇所 ・被害総額 27,300千円 農林業施設 417,716千円 商工被害 1,015,687千円</p>
平成23年 3月11日	地震 (東日本大震災)	<p>・午後2時46分、東北地方の太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0、日本周辺における観測史上最大の地震が発生。 この地震により、巨大津波が発生、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもち、福島県の福島第一原子力発電所では、放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展した。 青森県全域において停電、電話回線が輻輳し、ガソリン、灯油等の燃料の確保が困難な状況となった。 ・十和田市では震度5弱を観測。農業施設への被害、田の隆起、陥没等の被害が発生。 被害総額 34,406千円</p>	

## 第9節 地震による被害想定

県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、条件設定が異なれば、被害の予測値等も異なることに留意する必要がある。

### 1 青森県

	死者	負傷者	全壊棟数	半壊棟数
想定太平洋側海溝型地震	53,000人	15,000人	111,000棟	86,000棟
想定日本海側海溝型地震	3,300人	620人	4,700棟	13,000棟
想定内陸型地震	2,900人	10,000人	22,000棟	42,000棟

### 2 十和田市

	死者	負傷者	全壊棟数	半壊棟数
想定太平洋側海溝型地震	20人	30人	760棟	1,000棟
想定日本海側海溝型地震	0人	0人	0棟	0棟
想定内陸型地震	0人	0人	0棟	0棟

[「青森県地震・津波被害想定調査報告書」参照]

## 第10節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況に加え、これを超越する被害の発生をも勘案し、発生し得る地震災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度から25年度、平成27年度及び令和3年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。

## 第2章 防災組織

### 第1節 十和田市防災会議

風水害等災害対策編第2章第1節参照

### 第2節 配備態勢

風水害等災害対策編第2章第2節参照

### 第3節 十和田市災害対策本部

#### 1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

##### (1) 設置基準

ア 災害対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

市内で震度6弱以上を観測し、発表されたとき。

イ 災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ、市長が必要と認めるときに設置する。

市内で震度5弱、5強を観測し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

##### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

##### (3) 設置及び廃止時の通知等

以下、風水害等災害対策編第2章第3節参照

### 第4節 災害対策本部に準じた組織

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害対策連絡本部を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害対策連絡本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準じる。

#### 1 設置基準

(1) 災害対策連絡本部は、次の基準に該当したときに設置する。

市内で、震度5弱、5強を観測し、発表されたとき。

(2) 災害対策連絡本部は、次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるときに設置する。

市内で震度4を観測し、発表され、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

#### 2 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

#### 3 設置及び廃止時の通知等

災害対策本部の場合に準じる。

#### 4 その他の対策本部等の設置

【資料編】2-2-1 配備態勢及び「職員初動体制マニュアル」の項に定めるとおり。

### 第5節 防災関係機関の災害対策組織

風水害等災害対策編第2章第5節参照

## 第3章 災害予防計画

地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

その中でも特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

### 第1節 調査研究 [防災安全課、県、気象台]

地震災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに特徴があり、また、社会・経済の進展に伴い災害要因が多様化し、災害危険性が增大している。

こうした地震災害を未然に防止し、被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握しつつ、国や県との連係を図り、地震に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、防災対策に資するものとする。

#### 1 地震に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、地震観測を行うとともに、本県の地震の履歴を調査分析する。

- (1) 地盤・地質等に関する調査
- (2) 液状化対策としての地形分類や浅部地盤データ収集とデータベース化
- (3) 建築物・公共土木施設等の現況調査
- (4) 地震の履歴調査
- (5) 震度情報ネットワークによる地震の観測
- (6) 地震観測システムによる微小地震の観測

以下、風水害等災害対策編第3章第1節参照

### 第2節 業務継続性の確保

風水害等災害対策編第3章第2節参照

### 第3節 防災業務施設、設備等の整備

風水害等災害対策編第3章第3節参照

### 第4節 青森県防災情報ネットワーク [防災安全課]

風水害等災害対策編第3章第4節参照

### 第5節 自主防災組織等の確立 [防災安全課、消防本部]

風水害等災害対策編第3章第6節参照

### 第6節 防災教育及び防災思想の普及 [防災安全課]

風水害等災害対策編第3章第7節参照

## 第7節 企業防災の促進 [産業振興課]

風水害等災害対策編第3章第8節参照

## 第8節 防災訓練 [関係各課、消防本部]

風水害等災害対策編第3章第9節参照(大規模林野火災想定除く。)

## 第9節 避難対策 [防災安全課、生活福祉課、こども未来応援課、すこやかこども家庭センター、いきいき高齢介護課、健康増進課、市民課]

風水害等災害対策編第3章第10節参照

## 第10節 災害備蓄対策

風水害等災害対策編第3章第11節参照

## 第11節 火災予防対策 [消防本部、防災安全課、総務課、スポーツ・生涯学習課]

風水害等災害対策編第3章第22節参照

## 第12節 水害予防対策 [都市整備課、防災安全課、生活福祉課、こども未来応援課、いきいき高齢介護課、上下水道課]

風水害等災害対策編第3章第19節参照

## 第13節 土砂災害予防対策 [都市整備課、防災安全課]

風水害等災害対策編第3章第21節参照

## 第14節 建築物等対策 [都市整備課、総務課]

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

### 1 公共建築物等災害予防

防災拠点となる市役所・病院、指定避難所となる学校・体育館・コミュニティセンター、火葬場、公営住宅等の耐震性調査及び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的な実施に努めるほか、不特定多数の人が出入りする集客施設、社会福祉施設等の耐震性調査及び耐震改修について、民間建築団体等を指導する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

### 2 一般建築物等災害予防

#### (1) 一般建築物の耐震性確保

市は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止・軽減するため、市耐震改修促進計画を策定し、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断・耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補助を行う等、耐震診断・耐震改修の促進のための措置を講じる。

(2) 窓ガラス、看板及び天井等対策

市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び指定避難所周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講じる。

(3) ブロック塀、石塀等対策

市は県と連携して、道路沿い等に設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとすよう指導する。また、通学道路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握し、危険性のあるものについては、改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導するとともに耐震改修等の補助を行うなどの措置を講じる。

(4) 家具等転倒防止対策

市民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策方法等について分かりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

(5) エレベーターの地震防災対策

上記1の公共建築物等災害予防におけるエレベーターの地震防災対策による。

3 コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

## 第15節 都市災害対策

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物不燃化を図るものとする。

1 地域地区の設定、指定 [都市整備課]

(1) 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

2 都市基盤施設の整備 [都市整備課、上下水道課]

都市の安全を確保するため、次の都市再生推進事業を推進する。

(1) 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

(2) 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定避難所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

(3) 都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

(4) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

(5) ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

3 防災拠点施設整備事業 [防災安全課]

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

- 4 市街地の整備 [都市整備課]  
既成市街地の災害の防止のため、次の事業を推進する。
  - (1) 市街地再開発事業  
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。
  - (2) 住環境整備事業  
住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。
  - (3) 土地区画整理事業  
未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。
- 5 建築物不燃化対策 [都市整備課、総務課]  
安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。
  - (1) 公共建築物の不燃化  
庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。
  - (2) 耐火建築物の建設促進  
耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。
- 6 空き家等対策 [くらし環境課]  
平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

**第16節 要配慮者安全確保対策** [生活福祉課、こども未来応援課、すこやかこども家庭センター、いきいき高齢介護課、健康増進課]  
風水害等災害対策編第3章第12節参照

**第17節 防災ボランティア活動対策** [生活福祉課、こども未来応援課、教育総務課]  
風水害等災害対策編第3章第13節参照

**第18節 災害廃棄物対策** [くらし環境課]  
風水害等災害対策編第3章第14節参照

**第19節 積雪期の地震災害対策** [都市整備課、防災安全課]  
積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路の確保を図るものとする。

- 1 総合的な雪害対策の推進  
積雪期の地震災害の予防対策は、除排雪体制の整備、雪につよいまちづくり等の雪害予防対策の総合的継続的推進により確立されるものである。  
そのため、「十和田市地域防災計画（風水害等災害対策編）」による雪害予防対策を各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。
- 2 交通の確保
  - (1) 道路交通の確保  
災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。
    - ア 除雪体制の確立
      - (イ) 一般国道・県道・市道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
      - (ロ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。
    - イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- (イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。
- (2) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保  
積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、孤立が予想される集落の航空輸送による緊急物資の受取場所の確保を図る。
- 3 家屋倒壊の防止  
屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。
- 4 積雪期の指定避難所、避難路の確保等  
市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともにおおむね次のような指定避難所・避難路の確保等を図る。
  - (1) 指定避難所の確保等  
地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所を指定する。
  - (2) 避難路の確保
    - ア 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備
    - イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
    - ウ 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪設備等の整備
  - (3) 避難誘導標識の設置  
市民が安全に指定避難所に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。
- 5 なだれ危険箇所  
なだれ危険箇所については、資料編に掲載のとおりである。  
**【資料編】 3-5-1 治山対策事業（なだれ危険箇所）**

## 第20節 文教対策 [都市整備課、教育総務課、スポーツ・生涯学習課] 風水害等災害対策編第3章第15節参照

## 第21節 警備対策 [防災安全課] 風水害等災害対策編第3章第16節参照

## 第22節 交通施設対策 [都市整備課]

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等に努めるものとする。

### 1 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、震災時において避難路・緊急輸送ルート of 確保を早期にかつ確実に図るため、市道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震性の強化及び防災施設の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

#### (1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

##### ア 道路法面、盛土欠落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。

- イ 道路の防災補修工事
  - 上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (2) 橋梁の整備
  - 災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。
    - ア 橋梁耐震レベルの把握
      - 構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。
    - イ 橋梁の耐震補強の工事
      - 上記アの調査に基づき、補修対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。
    - ウ 耐震橋梁の建設
      - 新設橋梁は、耐震構造とする。
- (3) 横断歩道橋の整備
  - 災害時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について次の調査、工事を実施する。
    - ア 横断歩道橋の点検調査
      - 建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。
    - イ 横断歩道橋の工事
      - 上記アの調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修(落下防止)工事等を実施する。
- (4) トンネルの整備
  - 災害時におけるトンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて次の調査・工事を実施する。
    - ア トンネルの安全点検調査
      - 補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの耐震点検調査を実施する。
    - イ トンネルの耐震補強工事
      - 上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。
- (5) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成
  - 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー一車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を分散配備、増強する。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図る。
- (6) インフラ事業者等との連携
  - 道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。

## 2 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるように考慮する。

## 3 道路危険個所の一覧

### 【資料編】 3-5-5 道路危険個所

## 第23節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

### 1 電力施設 [企画調整課]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

#### (1) 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

##### ア 変電設備

- (ア) 機器、設備の整備点検
- (イ) 碍子型機器の耐震構造化
- (ウ) 保護継電装置の耐震性の強化
- (エ) 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

## イ 送配電設備

- (ア) 地質に応じた基礎の採用
  - (イ) 支持物巡視点検の実施
  - (ウ) 不等沈下箇所への調査及び補強の促進
  - (エ) 橋梁並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化
- 以下、風水害等災害対策編第3章第17節参照

## 2 ガス施設 [企画調整課]

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

### (1) ガス施設の耐震性強化

災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

ア 製造設備の耐震性を維持強化する。

イ 導管は、溶接被覆鋼管、ポリエチレン管又は可撓性のある機械的接合を用いた被覆鋼管、ダクタイル鋳鉄管に随時移行する。

以下、風水害等災害対策編第3章第17節参照

## 3 上水道施設 [上下水道課]

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

### (1) 上水道施設の耐震性強化等

水道事業者は、災害時の断水を最小限にとどめるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水施設及び送配水施設

(ア) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(イ) 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

オ 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見して敷設替え等の改良を行う。

カ 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

以下、風水害等災害対策編第3章第17節参照

## 4 下水道施設 [上下水道課]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

### (1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における市民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

以下、風水害等災害対策編第3章第17節参照

- 5 電気通信設備 [企画調整課]  
電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。
- (1) 電気通信設備等の耐震性強化等  
災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。
- ア 局舎、鉄塔の耐震化  
イ 局内設備の固定、補強等  
以下、風水害等災害対策編第3章第18節参照

## 第24節 危険物施設等対策 [消防本部、防災安全課]

風水害等災害対策編第5章第5節参照

## 第25節 複合災害対策

風水害等災害対策編第3章第23節参照

## 第26節 孤立対策

風水害等災害対策編第3章第24節参照

# 第4章 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりである。なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、被災が予想される市は県との連携を密にするものとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

## 第1節 地震情報等の収集及び伝達

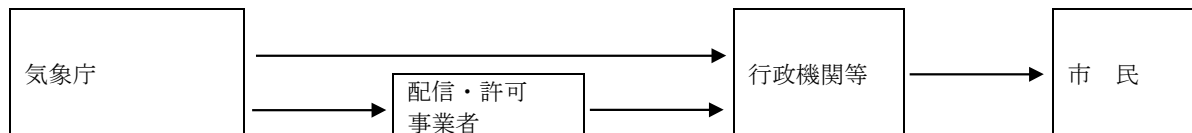
防災活動に万全を期するため、地震情報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施し、災害発生防止に努めることを目的とする。

- 1 実施責任者
- (1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、地震情報等を関係機関、市民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市、消防本部、警察署に通報しなければならない。
- 2 地震関係情報
- (1) 緊急地震速報
- ア 緊急地震速報の発表等  
気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。
- （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。
- このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

## イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力を得てテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達するものとする。

また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。



## ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## エ 普及啓発の推進

市は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

### (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

#### ア 情報発信条件

- (ア) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。
- (イ) 想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

#### イ 情報発信の流れ

気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

#### ウ 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- (ア) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。
- (イ) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

#### エ 情報に関する留意事項

- (ア) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。
- (イ) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。
  - a この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するというお知らせするものではない。

- b 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
- c 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- d 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- e モーメントマグニチュード8クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発信されていない状況で突発的に発生することが多い。
- f 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等にも備える必要がある。
- g 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- h すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

オ 情報が発信された場合の対応

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、第6章第4節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。

(2) 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

【地震情報の種類、発表基準及び内容】

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。 ※参考情報：令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。 ※参考情報：令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠隔地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

【地震活動に関する解説資料等】

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・青森県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意情報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時</li> <li>・青森県内で震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間後を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後地震活動の見通し、津波や長周期振動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。</li> </ul>
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの青森県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

3 情報等の伝達及び必要な措置

(1) 情報等の伝達

- ア 青森県防災情報ネットワーク又は全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により受信した地震情報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は宿日直員が受領する。
- イ 宿日直員が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。
- ウ 地震情報等を受領した防災安全課長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般市民に通報する。
- エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

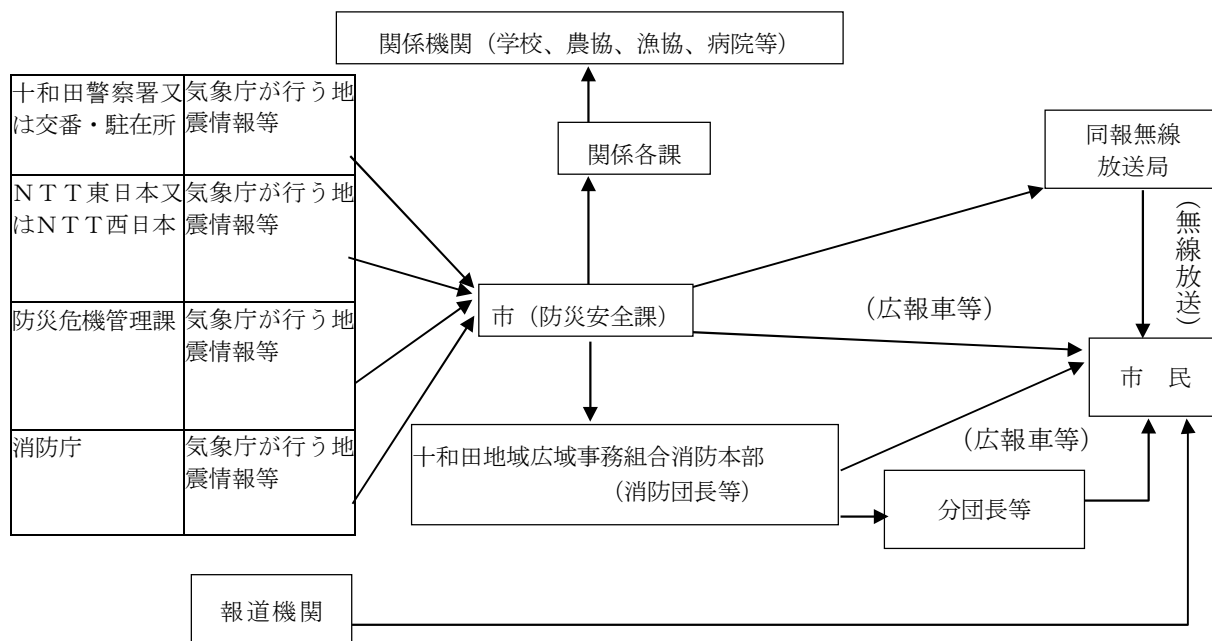
(ア) 県、警察署及び関係機関等への通報

伝達責任者	伝達先等			伝達内容
	伝達先	伝達方法		
		勤務時間内	勤務時間外	
防災安全課長	庁内各課	関係課長へ電話 庁内放送及び庁内メール	関係課長へ電話(宿日直員が受領した場合、宿日直員が関係課長へ電話)	地震情報等
	十和田地域広域事務組合消防本部	電話	電話	〃
関係課長等	各課関係機関	電話	受領責任者へ電話	〃

(イ) 一般市民に対する周知方法

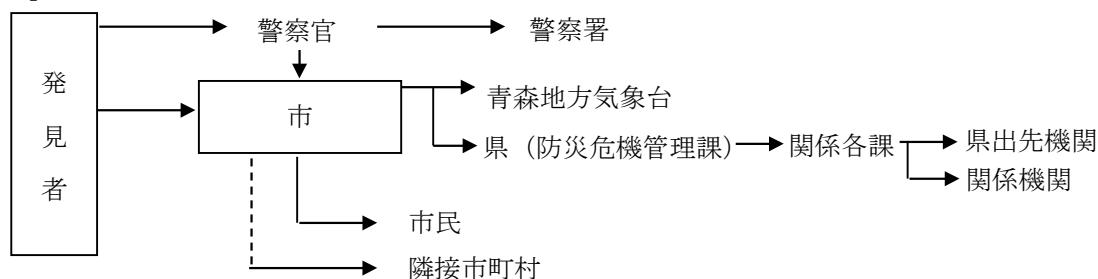
通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
防災安全課長	市民	広報車等 (J-ALERT等を含む。) 防災行政無線	地震情報等
十和田地域広域事務組合消防本部消防長	市民	消防団	

- (2) 市は、市民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（十和田市LINE公式アカウント、緊急速報メール機能を含む。）等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (3) 地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりである。



- (4) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達  
迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークにより震度4以上を感知した場合は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は宿日直職員等が上記(1)に準じて伝達する。
- (5) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報  
災害が発生するおそれのある異常現象とは、地震の影響により発生する土砂災害などの地象に関する事項をいう。
- ア 発見者の通報  
異常現象を感知した者は、市長又は警察官に通報する。
- イ 警察官の通報  
通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報するとともに、警察署に通報する。
- ウ 市長の通報  
通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。  
なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。
- (ア) 青森地方気象台  
(イ) 県（防災危機管理課）

【通報系統図】



(6) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者
十和田警察署	23-3195	防災安全課長
十和田地域広域事務組合消防本部	25-4112	警防課長

第2節 情報収集及び被害等報告

● 情報の収集、伝達

「震度5強」以上を記録した場合にあっては、被害の有無を問わず第1報を消防庁に対しても直接通報する。

以下、風水害等災害対策編第4章第2節参照

第3節 通信連絡

風水害等災害対策編第4章第3節参照

第4節 災害広報・情報提供

風水害等災害対策編第4章第4節参照

第5節 自衛隊災害派遣要請

風水害等災害対策編第4章第5節参照

第6節 広域応援

風水害等災害対策編第4章第6節参照

第7節 航空機運用

風水害等災害対策編第4章第7節参照

第8節 避難

風水害等災害対策編第4章第8節参照

第9節 消防

風水害等災害対策編第4章第9節参照

## 第10節 水防

風水害等災害対策編第4章第10節参照

## 第11節 救出

風水害等災害対策編第4章第11節参照

## 第12節 食料供給

風水害等災害対策編第4章第12節参照

## 第13節 給水

風水害等災害対策編第4章第13節参照

## 第14節 応急住宅供給

風水害等災害対策編第4章第14節参照

## 第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬

風水害等災害対策編第4章第15節参照

## 第16節 障害物除去

風水害等災害対策編第4章第16節参照

## 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等災害対策編第4章第17節参照

## 第18節 医療、助産及び保健

風水害等災害対策編第4章第18節参照

## 第19節 被災動物対策

風水害等災害対策編第4章第19節参照

## 第20節 輸送対策

風水害等災害対策編第4章第20節参照

## 第21節 労務供給

風水害等災害対策編第4章第21節参照

## 第22節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等災害対策編第4章第22節参照

## 第23節 防疫

風水害等災害対策編第4章第23節参照

## 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等災害対策編第4章第24節参照

## 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定〔都市整備課〕

被災建築物の応急危険度判定を実施し、地震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止するものとする。

また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止するものとする。

### 1 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、市長が行う。

### 2 応急危険度判定

市長は、建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

### 3 応急危険度判定体制の確立

市長は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部課と応急危険度判定担当部課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

### 4 被災者への説明

市長は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

### 5 応援協力関係

市長は、自ら又は市内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

## 第26節 金融機関対策

風水害等災害対策編第4章第26節参照

## 第27節 文教対策

風水害等災害対策編第4章第27節参照

## 第28節 警備対策

風水害等災害対策編第4章第28節参照

## 第29節 交通対策

風水害等災害対策編第4章第29節参照

## 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等災害対策編第4章第30節参照

## 第31節 石油燃料供給対策

風水害等災害対策編第4章第31節参照

## 第32節 危険物施設等災害応急対策

風水害等災害対策編第5章第5節参照

# 第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は、次のとおりである。

## 第1節 公共施設災害復旧

風水害等災害対策編第6章第1節参照

## 第2節 民生安定のための金融対策

風水害等災害対策編第6章第2節参照

## 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

風水害等災害対策編第6章第3節参照

# 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

## 第1節 総則

### 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号。以下「特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 推進地域

特別措置法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【令和4年10月3日内閣府告示第99号】

青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町
--

### 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、風水害等災害対策編第1章第5節「市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

### 1 建築物の耐震化

#### (1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

#### (2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備を図る。

### 2 土砂災害防止施設

風水害等災害対策編第3章第21節参照

### 3 避難場所、避難経路

想定された災害に基づいた指定緊急避難場所の計画的整備を実施する。

また、指定緊急避難場所、避難経路の確保にあたっては、土砂災害警戒区域等の防災対策との連携に配慮した避難経路整備を図る。

その際、冬期においては、避難経路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

### 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

風水害等災害対策編第3章第3節参照

### 5 緊急輸送を確保するために必要な道路

風水害等災害対策編第3章第17節参照

### 6 通信施設

風水害等災害対策編第3章第3節参照

### 7 その他の事業

### 第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

- 1 資機材、人員等の配備手配
  - (1) 物資等の調達手配
    - ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
    - イ 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
  - (2) 人員の配備  
市は、人員の配備状況を県に報告する。
  - (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
    - ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
    - イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。
- 2 他機関に対する応援要請
  - (1) 市が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。  
**【資料編】 4-6-1 協定の締結状況**
  - (2) 市長は、必要があると認めるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請する。
  - (3) 市長は、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣の要請を求める。
    - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
    - イ 派遣を希望する期間
    - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
    - エ その他参考となるべき事項なお、派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。
    - (ア) 被害状況の把握
    - (イ) 避難の援助
    - (ウ) 遭難者等の捜索救助
    - (エ) 水防活動
    - (オ) 消防活動
    - (カ) 道路又は水路の啓開、障害物の除去
    - (キ) 応急医療、救護及び防疫
    - (ク) 人員及び物資の緊急輸送
    - (ケ) 給食及び給水
    - (コ) 入浴支援
    - (サ) 救援物資の無償貸付、譲与
    - (シ) 危険物の保安又は除去
    - (ス) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置以下、風水害等災害対策編第3章第5節参照
  - (4) 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、県を通じた消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を整備するとともに、活動拠点を確保するなど受入体制の確保に努める。

### 第4節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

- 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等
  - (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制については、第4章第1節「地震情報等の収集及び伝達」に定めるところに準じる。
  - (2) 市は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
  - (3) 市は、状況の変化等に応じて、北海道・三陸沖後発地震注意情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよ

う努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、様々な周知手段を活用するよう努める。

- (4) 市災害対策本部等の設置運営方法等については、第2章第2節「配備態勢」及び同第3節「十和田市災害対策本部」に定めるところに準じる。

## 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。

## 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

## 4 市のとるべき措置

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日ごろからの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日ごろからの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

<後発地震に対して注意する措置>

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日ごろからの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速に避難するための備え
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第5節 防災訓練に関する事項

防災訓練については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

<防災訓練にあたって留意すべき事項>

- (1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、市防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう配慮する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に十分配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

### 1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

## 2 住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品





# 十和田市地域防災計画

## —地震災害対策編—

平成18年3月31日	作成
平成26年2月24日	修正
平成29年3月17日	修正
平成30年2月28日	修正
平成31年4月1日	修正
令和2年2月27日	修正
令和4年1月26日	修正
令和5年3月31日	修正
令和6年3月25日	修正
令和7年3月19日	修正
令和8年3月30日	修正

編集発行

十和田市防災会議

事務局  
〒034-8615

十和田市総務部総務課  
十和田市西十二番町6番1号  
電話 代表 0176-23-5111 (内線124~6)  
直通 0176-51-6703

---

---